

子発 0329 第 11 号  
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 市 町 村 長 殿  
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長

ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について

標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適切かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別 紙)

## ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

ひとり親家庭等の抱える困難は、多くが複雑に重なりあっており、その困難の解決に向けては、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援など、様々な支援を個々の状況に応じて提供することが必要である。

本事業は、ひとり親家庭に対して、個々の状態に応じて適切な支援を提供できるよう、母子・父子自立支援員等（以下「支援員等」という。）の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人等事業を適切に実施できる者に委託することができる。

### 3 事業内容

支援員等が活用する相談対応ツールや動画等による研修ツールを作成すること等により、ひとり親家庭等に対する相談支援体制を強化し、個々の状態に応じて適切な支援を提供できる体制整備を図るものとする。

### 4 留意事項

- (1) 本事業は、支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図ることを目的としたものであり、支援員等の給与及び諸手当等は対象としないこと。
- (2) 本事業を実施する都道府県等は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、厚生労働省からの求めに応じ、提出するものとする。

### 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。